

## 教育委員会 11 月 定例会 議事録

**会議名** 教育委員会11月定例会  
**開催日** 令和2年11月30日（月）午後3時00分～午後3時39分  
**開催場所** 議会棟5階 第2委員会室  
**出席者** 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

### 事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長、川原教育政策総務課長、山口教育指導課長、山口文化スポーツ室課長、良中央図書館課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会11月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は坂本委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が3件、議決事項が2件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、川原課長。

### ○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、別冊資料といたしまして、報告第41号「今後の学校給食（温かい給食の拡充等）基本方針について」、議案第34号「「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について」、議案第35号「「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について」の4点でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「10月・11月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告ありませんか。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

10月・11月の一般事務報告をいたします。

まず、11月16日に教育委員懇話会を開催いたしました。

次に、本日、12月市議会定例会（第1日）が開催され、また、教育委員会11月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

10月11日から11月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で5件ございました。

そのうち、新規の後援は1件でございます。

親子の今年の思い出づくり事業でございまして、子供の健全な育成を目的とした、マイスポーツテスト、親子競技等を行うイベントでございます。

その他、継続の後援が4件ございました。

1件目は、第30回障害児の子育てを考える集い、父母と教職員の学習交流会、2件目は、第8回百楽の会、アルカス寄席、3件目は、寝屋川市長杯中央リトルシニア野球大会、4件目は、第2回北河内地区人研実践報告学習会兼第51回大阪府人権教育研究北河内大会プレ大会でございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

**○谷口社会教育部次長兼社会教育課長**

10月の一般事務報告をいたします。

10月29日、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会を開催し、第2次選定委員会とプレゼンテーション審査及びヒアリング審査を職員会館3階会議室で実施いたしました。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようでございますので、次に、2ページ「12月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

**○川原教育政策総務課長**

12月の行事計画を報告いたします。

まず、本日から12月21日まで開催されます、12月市議会定例会でございますが、12月3日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)が開催され、7日には予算決算常任委員会(全体会)が開催され、16日から18日まで一般質問が行われる予定です。

次に、12月25日に教育委員懇話会及び教育委員会12月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、良課長。

#### ○良中央図書館課長

行事計画書に記載はございませんが、電子図書館化に必要な本にタグを貼る作業のため、駅前図書館を12月7日から28日まで休館いたします。

同様に1月には東図書館を1月14日から1月29日まで休館いたします。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「12月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく申し上げます。

次に、3ページでございます。

報告第40号「寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について」を議題といたします。

はい、谷口次長。

#### ○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました報告第40号、寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の4ページを御覧ください。

本案は、令和3年度からの指定管理者候補者を寝屋川市立学び館条例施行規則第7条の規定に基づき、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員長から教育委員会宛てに報告があったものでございます。

指定管理者の候補者は、特定非営利活動法人笑顔、大阪府寝屋川市小路南町17番7号、理事長、山口左月美、期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

応募状況につきましては、説明会の参加及び申請者の提出、いずれも1者でございました。

選定委員の構成につきましては、学び館条例施行規則の規定に基づき、記載の者5名で構成いたしました。

選定委員会開催経過につきましては、第1回目を10月1日、第2回目を10月29日に開催いたしました。

選定の基準及び選定結果につきましては、本市指定管理制度の導入及び運用指針にのっとり審査し、第1次審査(書類審査)、第2次審査(プレゼンテーション審査及びヒアリング審査)につきましても、最低点を設定するなど、厳正な審査により、当該、NPO法人笑顔が選定されたものでございます。

講評につきましては、新規事業含め、多くの自主事業を実施する中で利用者の評価も高く、事業のバランスもよい、また、今後5年先の職員の高齢化に伴い、デジタル化対応の研修も含め、若年層職員の確保のため、職員賃金の昇給も検討されたい。次期も効果的かつ効率的な事業運営が期待できると評価され、十分必要な条件を満たしているとされております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第40号「寝屋川市立学び館指定管理者候補者の選定について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、10ページでございます。

報告第41号「今後の学校給食(温かい給食の拡充等)基本方針について」を議題といたします。

はい、宮永次長。

#### ○宮永学校教育部次長兼施設給食課長

ただ今御上程いただきました報告第41号、今後の学校給食(温かい給食の拡充等)基本方針につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和4年度末において現在の委託契約期間の満了を予定していることにより、中学校の給食方針の変更に対して基本方針を定めたものであり、内容につきましては、別冊のとおりでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

**○真野委員**

この基本方針は、「温かいものはおいしかった」とか、「給食の提供回数を増やしてほしい」という生徒の思いをしっかりと受け止め、市の施設設備の状況や業務委託のスケジュールを踏まえて、実情に一番適した形で作られたという説明を事前に受けましたが、私はこの基本方針を高く評価したいと思います。温かい給食の提供が1日でも早く実現できたらと個人的には常々思っておりましたので、非常によかったと思います。中学生は育ち盛りで、「腹が減っては戦ができぬ」ということで、しっかり御飯を食べてもらって、それが、体力の向上であるとか、学力の向上につながれば良いと思います。

ただ一つ、気になるのは、やっぱり残食、残渣の問題だと思います。この基本方針を見せてもらいましたら、確かに週2日とは言え、食缶で温かい給食により残渣率が減少しています。ですから、週5日になれば、更に減少が期待できるのかなと思います。併せて、いわゆる食育も充実した形で進めていってもらえたらと思います。食に対する正しい知識や、健全な食生活を実践する力、そして何より感謝の気持ちをしっかり教えていただきたいと思います。

これは、学校だけの問題ではありませんが、これを機会に更に学校での食育の充実を図っていただけたら、残食の問題を解消することにつながるのではないかと思います。

以上です。

**○高須教育長**

ほかに、御質問はございませんか。

はい、藤田教育長職務代理者。

**○藤田教育長職務代理者**

質問ではないのですが、私は8年前に中学校給食が始まる時に、関わらせていただきました。本当は自校方式が一番いいと思いますが、コストの面や、場所の関係で現在のデリバリー方式になりましたが、今後自校方式に近い親子調理方式でいかれるということで、私はすごく良かったと思っています。

寝屋川市では全国と比べても優れた食育を市教育委員会中心に学校とともに取り組んでこられ、高く評価されてきました。親子方式になることによって今後さらに中学校と小学校がタッグを組んで市教育委員会中心に食育にも力を注いでくださることと思います。

残渣率でいうと、小学校は少なく、中学校は少し多かったということも、今まで8

年間であったかなと思います。食育の点からしても、小中連携で寝屋川のブランドをしっかりと今後もいかしていける糧になっていくのではないかと思います。すごく楽しみにしています。今回親子調理方式になることで、教職員も保護者も子供達も、喜ぶのではなかと私は期待しております。是非よろしくお願いします。

#### ○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第41号「今後の学校給食（温かい給食の拡充等）基本方針について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第42号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、川原課長。

#### ○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第42号、市長からの意見聴取につきまして、12月市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において異議ないものとして臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し承認を求めますのでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明いたします。

まず、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

なお、人件費等につきましては、全て、人事院勧告と同様の給与改定及び職員変動等に伴う、一般職の人件費等の精算補正及び新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況を鑑み、令和2年6月から11月までの特別職の給与を10%減額したことによる給与の減額、並びに人事院勧告と同様の給与改定による期末手当の減額等に伴う特別職の人件費の精算補正でございます。

それでは、12ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、減額補正588万円につきましては、税制改正に伴い、特別支援教育就学奨励費の認定に係るシステムを改修するための学務情報システム改修委託料394万9千円及び人件費等の減額補正額982万9千円を合わせたものでございます。

次に、目：教育指導費、補正額10万4千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

13ページを御覧ください。

目：総合教育研修センター費、減額補正672万5千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

次に、項：小学校費、目：学校管理費、減額補正288万1千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

14ページを御覧ください。

目：学校給食費、減額補正3,897万6千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

15ページを御覧ください。

項：中学校費、目：学校管理費、減額補正304万6千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

次に、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、減額補正2,486万6千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

16ページを御覧ください。

項：社会教育費、目：社会教育総務費、減額補正1,834万8千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

次に、目：図書館費、補正額945万6千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

17ページを御覧ください。

目：青少年教育費、補正額5千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

次に、目：留守家庭児童会費、減額補正3,585万5千円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

18ページを御覧ください。

目：エスポアール費、補正額145万2千円につきましては、エスポアール旧館解体撤去及び新館改修工事に伴う周辺家屋等への補償額を算定するための、周辺家屋等補償算定委託料でございます。

次に、項：社会体育費、目：社会体育総務費、減額補正152万5,000円につきましては、人件費等の精算補正でございます。

次に、20ページを御覧ください。

債務負担行為の追加補正でございます。

「市立小中学校給食提供方式に係る経費（委託料）」につきましては、中学校給食の方式変更に伴い、既存の小中学校給食調理場等を親子給食の提供施設として整備を行うため、増改築工事の設計を委託するもので、設計に要する期間が翌年度にまたがることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

期間は、令和2年度から令和3年度、限度額は、7,710万4千円でございます。

続きまして、財産の取得につきまして御説明いたします。

21ページを御覧ください。

取得する財産は、図書館資料自動貸出・返却機等で、財産の概要は、図書館資料自動貸出機10台、図書館資料自動返却機3台、図書館出入口等ICゲート12台、図書館等カウンター用ICリーダライタ12台でございます。

取得目的は、ICタグの貼付による図書館資料の自動貸出・返却処理その他の管理を行うためでございます。

取得の方法は、制限付一般競争入札でございます。

取得価格は、1億835万円（うち消費税及び地方消費税の額985万円）で、支払方法は、納入後の一括払いでございます。

取得の相手方は、富士通Japan株式会社で、コンストラクション事業本部、ICTビジネス統括部、関西ビジネス部の所在地及び部長は記載のとおりでございます。

続きまして、指定管理者の指定(寝屋川市立学び館)につきまして御説明いたします。22ページを御覧ください。

寝屋川市立学び館の指定管理者を指定するため、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会の意見を聴き、審査を行った結果、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人笑顔」を選定いたしました。

なお、指定の期間としましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、指定管理者の指定（寝屋川市立地域交流センター）について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

寝屋川市立地域交流センターの指定管理者を指定するため、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会の意見を聴き、審査を行った結果、指定管理者の候補者として、「株式会社アステム」を選定いたしました。

なお、指定の期間としましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

## ○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けて、順次、御質問をお受けいたします。

まず始めに、「令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会関係分）」について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「財産の取得（図書館資料自動貸出・返却機等）」について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「指定管理者の指定（寝屋川市立学び館）」

について、御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「指定管理者の指定(寝屋川市立地域交流センター)」について御質問ございませんか。

では、ないようですので、報告第42号「市長からの意見聴取について」は、報告どおり決めます。

次に、議決事項に移ります。

24ページでございます。

議案第34号「「寝屋川市社会教育推進計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施について」を議題といたします。

はい。谷口次長。

#### ○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第34号、「寝屋川市社会教育推進計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書の24ページ及び別冊資料を御覧ください。

本案は、寝屋川市社会教育委員会議専門部会において、寝屋川市社会教育推進計画(素案)が策定されましたので、今後の社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るため、広く市民から意見を募り、その意見を考慮することにより、本計画の形成の確保と透明性の向上を図るため、パブリック・コメントを実施するに当たり、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

意見の募集期間は、令和2年12月1日から令和3年1月9日まででございます。

提出方法などにつきましては、記載のとおりでございます。

それでは、寝屋川市社会教育推進計画(素案)につきまして、朗読を省略させていただき、御説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年度から平成32年度(令和2年度)までの6年計画となっております現計画が、最終年度となることから、令和3年度からの次期計画につきまして、社会教育法第17条第1項第1号の規定に基づき、社会教育推進計画(素案)を策定したものでございます。

それでは、素案の1ページを御覧ください。

計画策定の趣旨につきましては、今後の社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るためでございます。

計画の位置付け・期間につきましては、「第六次寝屋川市総合計画」を上位計画とし、その計画期間は7年としていることから、次期社会教育推進計画も令和3年度から令和9年度までの7年とするものでございます。

2ページを御覧ください。

計画理念につきましては、「人とのつながりを育む、学びのための環境づくり」とするものでございます。

3 ページを御覧ください。

施策体系につきましては、基本理念を基に、（１）新たな地域コミュニティの環境づくり、（２）生涯学習活動による学びのための環境づくり、（３）文化に愛着をもたらす環境づくり、（４）心身を育むための環境づくりとするものでございます。

4 ページを御覧ください。

4 ページ以降につきましては、施策体系に紐づく社会教育推進施策の各施策に基づき、事業の現状・課題・方向性をそれぞれ記載しております。

25ページからは、資料編としております。

まず、社会教育施設の概況、次に28ページからは用語解説、33ページは社会教育委員名簿、34ページは社会教育推進計画策定経過、35ページからは社会教育関係団体の現状と課題とされております。

また、概要版につきましては、上段に本計画の策定趣旨、計画の位置づけ・期間、計画理念と施設体系を、下段に施策体系の4つの柱の今後の取組の方向性を明記し、本素案の概要を取りまとめたものでございます。

なお、今後につきましては、パブリック・コメント手続を経たのち、社会教育委員会議に諮り、令和3年3月下旬頃に計画の公表を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第34号「「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、25ページでございます。

議案第35号「「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について」を議題といたします。

はい、良課長。

#### ○良中央図書館課長

ただ今御上程いただきました議案第35号、「「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施につきまして、御説明いたします。

25ページを御覧ください。

提案理由といたしましては、第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画の成果と課題を踏まえ、策定した第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）を公表し、パブリック・コメント手続を実施するためでございます。

それでは、素案につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

まず、1ページでございますが、第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たっての策定の経緯、3ページでは、策定の目的、第2次計画期間から現在に至る読書活動推進事業の成果と課題を挙げておまして、成果の方向性や課題につきまして、各項目の検証結果を5ページから16ページまで記載しております。

続きまして、第3次計画の基本的な考えにつきまして、17ページから18ページを御覧ください。目的・基本方針、計画の位置づけ、計画期間が令和3年度から令和7年までの5年間となっております。対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、おおむね18歳以下の子供を対象とするものでございます。

続きまして、19ページから25ページにかけましては、推進のための取組といたしまして、各項目と実施区分を記載しております。

その他、27ページは、用語解説でございます。

概要版につきましても添付しております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第35号「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会11月定例会を終了させていただきます。